

－ 研究ノート －

第一次門戸開放通牒の政策目的再考¹⁾

杉田 米行

Re-examination of the Policy Objectives of the First Open Door Notes

Yoneyuki SUGITA

要 旨

第一次門戸開放通牒の政策目的は、いわゆる「勢力範囲」内や租借地内における商業的機会均等という限定された目的および国際的な摩擦の危険な原因を除去することである。

キーワード：第一次門戸開放通牒、ジョン・ヘイ、領土的・行政的保全、門戸開放宣言
The first Open Door Notes, John Hay, open door policy, William Rockhill

本稿の目的は、中国分割の危機に直面したアメリカが、1899年に出した第一次門戸開放通牒の政策目的を分析することである。特に、従来の研究であまり焦点が当てられてこなかった各国への通牒の経緯説明部分に着目し、「国際的な摩擦の危険な原因を除去²⁾」することの意義を分析したい。本稿では、第一次門戸開放通牒の政策目的が、いわゆる「勢力範囲」内や租借地内における商業的機会均等という限定された目的および国際的な摩擦の危険な原因を除去することであり、中国の領土的・行政的保全はこれらの政策目的から必然的に導き出される結果であるということを仮説としている。

従来の研究

中国における危機的な国際関係を目の当たりにしたアメリカは、1899年と1900年に二度にわたり、通牒の形をとって門戸開放宣言を行っている。1899年に出されたものが第一次門戸開放通牒、1900年に出されたものを第二次門戸開放通牒という。これら門戸開放宣言は、20世紀のアメリカ対東アジア政策の基本方針として多くの研究者が分析している。しかし、高橋章によれば、従来の研究の中には、基本的事実関係の誤認や恣意的評価が目につくものがあるという³⁾。そのために、アメリカの門戸開放宣言の主要目的は何だったのか、それがいわゆる「勢力範囲」

内や租借地における商業的機会均等だけなのか、領土的・行政的保全の原則も含まれているのか、という点で論争が繰り広げられてきた。一つ目の論点としては、第一次門戸開放通牒と第二次門戸開放通牒の性格を明確に区別し、前者では領土的・行政的保全は含まれず、いわゆる「勢力範囲」内や租借地における商業的機会均等だけを求めたという研究がある⁴⁾。二つ目は、第一次門戸開放通牒にはいわゆる「勢力範囲」内や租借地における商業的機会均等だけでなく、領土的・行政的保全も含まれているという研究である⁵⁾。三つ目は第一次・第二次門戸開放通牒の質的区別をせず、二つの通牒を合わせて門戸開放政策ととらえ、その政策には領土的・行政的保全の維持と中国における門戸開放の二つの要求が含まれているとの分析も存在する⁶⁾。さらに、門戸開放宣言はさほど重要な影響を与えるものではなかったという分析もされている⁷⁾。

これらのように従来の研究では、領土的・行政的保全に着目されがちだったが、これと対になっているのが、「国際摩擦の危険な原因を除去し、……列強の合同のもしくは協調した行動⁸⁾」という要請である。領土的・行政的保全についてはロシアとイギリスにあてた第一次門戸開放通牒の中にやや曖昧な形で挿入されているだけであるが、「国際摩擦の危険な原因を除去し、……列強の合同のもしくは協調した行動」に関しては、文言は異なるものの、明確にすべての国への第一次通牒に書かれている。以下では、「国際摩擦の危険な原因を除去し、……列強の合同のもしくは協調した行動」の意義を検討する。

第一次門戸開放通牒の共通点と相違点

ジョン・ヘイ国務長官は1899年9月、門戸開放の原則を示した「第一次門戸開放通牒」をロンドン、ベルリン、ペテルブルグに、さらに同年11月にはローマ、東京、パリにも送付した。六か国へ送付したこの文書は経緯説明と三つの具体的要求から成り立っており、若干の文言の違いはあるものの、形式も内容もほぼ同じものである。

以下が、ロンドンに送付した文書中にある三つの具体的要求部分である。

第一 各国〔中国に「利益範囲もしくは勢力範囲」を主張している列強〕は其の支那に於て領有する一切の所謂「利益範囲」又は租借地域内の一切の条約港又は一切の投資事業に如何なる方法に於ても干渉せざること。

第二 支那国暫行関税率は右一切の「勢力範囲」内の一切の港（自由港に非る限り）に向け陸揚せられ又は船積せられたる一切の貨物に対し其の所属国籍の如何を問はず適用せらるべく且其の税金は支那国政府之を徴収すべきこと。

第三 各国は徐国国籍の船舶にかせらるるものよりも高き税を右「範囲」内の一切の港に到着する他国国籍の船舶に対し課せざらるべく且其の領有する「範囲」内に於て敷設、管理又は経営せらるる鉄道の運賃にして右「範囲」を通過して運送せらるる他国国籍の人民又は臣民所属の同様の貨物に対して課せらるるものより高からざること⁹⁾。

ここからわかるように、第一次門戸開放通牒に書かれた共通の部分では、勢力範囲内や租借地域内における商業上の完全な均等待遇を求めている。しかし、これは六か国が合意できる、少なくとも表立った反対をしないアメリカの最低限の要求であった。この点は第一次門戸開放通牒の草案を練り、東アジア情勢に関するヘイの主要助言者だったウィリアム・ロックヒルと、中国海関勤務のイギリス人でロックヒルの親友だったアルフレッド・ヒッピスレーが指摘している。ヒッピスレーはロックヒル宛の手紙の中で「勿論、中国の独立と保全も保護できるのなら、それもよいでしょう。その価値と重要性に関して全く貴殿に同意致します。しかし、[アメリカ] 政府はいかなる行動をとるにも非常に消極的なので、私はあえてこの点を持ち出さず、最低限必要な提案だけに留めました」と書いている¹⁰⁾。ロックヒルもこの提案に同意し、中国の領土保全問題は「非常に大きな問題なので、しばらくの間、議論の場に持ち出さない方がよい」と述べた¹¹⁾。

これら三つの具体的要求部分とは別に経緯説明があるが、この部分は国によって異なる。本稿ではまず、ロンドンとペテルブルグに送付された文書には書かれているものの、それ以外の国への文書には含まれていない部分に着目する¹²⁾。ロンドン宛ての文書には以下のように記されていた。

(中国から) 国際摩擦の危険な原因を除去することは、全西洋世界が一様に懸念している清国政府の強化と中国の保全の維持にとって、必要な行政改革を行うために好ましいことである、北京にいる列強が、合同もしくは協調した行動を早めることを希望している¹³⁾。

また、同日のペテルブルグ宛ての文書には以下のように記されている。

(ロシアが三つの具体的要求に同意する宣言をすれば) 摩擦の危険な原因と紛争の可能性を除去する強力な一助となろう。ロシアが三つの具体的要求に同意する宣言により、信頼と安全が再構築され、中華帝国の強化と保全にとって必須となる中国における行政改革を進めるうえで、条約を結んでいる列強が今後、中国皇帝に一致団結して向き合うことができる¹⁴⁾。

これら2つの文書から、3つの重要点を読み取ることができる。

1. 国際摩擦 (international irritation) の危険な原因を除去することは第一次門戸開放通牒の目的の一つである。この文面はドイツ、イタリア、日本宛ての通牒の中にもみられる。ドイツに対しては「いかなる [国際] 摩擦の原因も除去することを強く切望しており」、イタリアに対しては「国家の摩擦を引き起こす可能性がある原因を除去するという目的を達成するため

に」、日本に対しては「国際的摩擦を引き起こす可能性がある原因を除去するという目的を達成するために」と記されている。ただし、ロシア宛ての文書にのみ、摩擦という用語に加えて、紛争 (conflict) という用語が付け加えられており、中国における国際関係の安定にとって、門戸開放宣言に対するロシアの反応を重視していたことがわかる。

2. イギリスとロシアに宛てた文書にのみ、中国の強化と保全が重要であり、そのために、中国の行政改革が必須だと述べられている。中国の強化と保全の原文としては、イギリス宛ての文書では、“strengthening the Imperial Government and maintaining the integrity of China¹⁵⁾”であり、ロシア宛ての文書では、“the consolidation and integrity of that Empire¹⁶⁾”となっている。

3. 因果関係を考えると、国際的な摩擦もしくは紛争の要因を除去し、北京にいる列強が一致団結をして行動することが要因となって、中国における行政改革が進むという結果が生じ、その帰結として、中国の領土的・行政的保全が維持される、という論理構造になっている。つまり、中国の領土的・行政的保全は門戸開放政策の目的ではなく結果であり、中国における国際紛争の要因の除去と列強の一致団結こそが目的だったのである。

国際紛争の原因の除去と列強の一致団結

日清戦争と三国干渉が契機となり、中国における国際紛争の原因が大きくなっていった。ドイツとロシアは双方内諾の下、ドイツは膠州湾を、ロシアは旅順・大連を租借した¹⁷⁾。そのためヨーロッパ列強は租借地獲得合戦を繰り広げ、鉄道敷設権・鉱山採掘権などからめて勢力範囲を確定し始めた¹⁸⁾。1898年2月には、イギリスが中国から揚子江一帯を他国に割譲しないという言質をとった、当時の駐中英国公使クロード・マクドナルドによると、「我々の要求は実質的に中国および列強に対して、揚子江地域を〔イギリスの〕勢力範囲にするという宣言」だった¹⁹⁾。マクドナルドはイギリスが満州におけるロシアの権益を認める代償として、ロシア政府に揚子江一帯がイギリスの勢力範囲であることを認めさせるべきだと主張した²⁰⁾。それを双方が内諾し、1899年4月には英露協商が締結されることになった。フランスも1898年4月、広州湾の99年租借、ベトナムー昆明鉄道の敷設権および広東、広西、雲南三省を他国に割譲しないという言質を中国から獲得した²¹⁾。

ヨーロッパ列強は決して中国に死活的利害関係があったわけではない。たとえば、ドイツは列強間が対立するよりも、協調して商業的利益を追求すべきだと主張していた²²⁾。しかし、他国の意図に対する猜疑心が勝っていたことから、先手必勝で利権や領土を獲得する必要性に迫られていた²³⁾。そのうえ、中国政府が夷を以て夷を制するという伝統的外交政策により、領土の租借や各種利権の譲渡などを巧みに利用したせいで、火に油を注ぐような形で対立を深めさせた²⁴⁾。列強の利権獲得競争は中国人の反発を買い、排外運動が盛んになった。このような状況に直面して駐中ドイツ公使は、中国分割しか排外運動を抑制する方法がないとまで主張した²⁵⁾。

伝統的に門戸開放政策を重んじてきたイギリスでさえも、その政策を変更せねばならないと公に唱えるようになった²⁶⁾。在中アメリカ人領事は通商面から、「[列強が] 協調して [行政] 改革をするように必要な圧力をかける」べきだ。「そうすることによってのみ、通商に必須の安全性を獲得でき、通商の門戸が全ての国に対して平等の条件で開かれる²⁷⁾。」と、列強の国際協調、中国の行政改革・領土保全の重要性を訴えた。

ドイツとロシアの動きによって、本来門戸開放を基調とする自由貿易体制を望んでいたイギリスまでもが、勢力範囲の確定に向かった。そのなかで、1898年9月2日、ドイツは膠州湾租借地を自由港として開放する宣言を出し²⁸⁾、1899年8月にはロシアが大連港を自由港にするという宣言を出した。また、アメリカは、ロシアが中国において列強と何らかの協調政策を模索していると考えた²⁹⁾ のか、間髪を入れず、翌9月にロシアへ第一次門戸開放通牒を送っている。その通牒には、ドイツが膠州湾を自由港として貿易振興を図ろうとしていることや租借地内においてアメリカはじめ、各国の通商を妨げないと保証していることが書かれていた。また、門戸開放政策に最も関心をもっているイギリスと日本も、この通牒の原則に間違いなく好意的だと書かれている³⁰⁾。アメリカは、同時にイギリスへも第一次門戸開放通牒を送付している。イギリスはアメリカとの協調政策を模索しており、自由貿易から最も利益を獲得し得る立場にあったため、ヘイは、イギリスからは中国の領土保全に対して了解を得られると考えた。英米協調を中心軸とした列強間の協調体制にロシアを抱き込み、その行動に一定の抑制を加えようとしたのである³¹⁾。

まとめ

従来の研究では、門戸開放宣言の目的がいわゆる「勢力範囲」内や租借地内における商業的機会均等なのか、中国の領土的・行政的保全も含まれるのかという点に着目されることが多かった。しかし、中国の領土的・行政的保全は、国際的な摩擦の危険な原因を除去することで、必然的に出てくる結果だと言える。この国際的な摩擦の危険な原因を除去するということはすべての国に送付した第一次門戸開放通牒に書かれている。したがって、第一次門戸開放通牒の政策目的は、いわゆる「勢力範囲」内や租借地内における商業的機会均等という限定された目的および国際的な摩擦の危険な原因を除去することと言える。

- 1) 査読をして下さった先生から貴重なご意見をいただき、修正することができた。記して御礼申上げたい。
- 2) Mr. Hay to Mr. Choate, September 6, 1899, United States Department of State, *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States* (U.S. Government Printing Office, 1901) [以後、*FRUS*と略記] 132.
- 3) 高橋章『アメリカ帝国主義成立史の研究』(名古屋大学出版会, 1999) 58頁。
- 4) Shutaro Tomimas, *The open-door policy and the territorial integrity of China* (University

- Publications of America, 1976 Reprint ed. c1919) 65; 南滿州鉄道株式会社東亜經濟調査局は、第一次門戸開放通牒は「列国の利益範圍又は租借地の門戸開放にして、当該範圍内に於ける商業上の機會均等の原則を表明せるに過ぎぬ」ものであり、各々の列強に送付した通牒は「言葉遣ひに若干の相違はあるが本質に於て変化はない」と述べている。そして、第二次門戸開放通牒が「支那領全保の原則の起源を為せるものである」と結論づけている。南滿洲鐵道株式會社東亞經濟調査局『支那に對する門戸開放主義』(南滿洲鐵道株式會社東亞經濟調査局、1925) 14-25, 95-96, 112-13頁; Philip Joseph, *Foreign diplomacy in China, 1894-1900: a study in political and economic relations with China* (G. Allen & Unwin, 1928) 407; A. Whitney Griswold, *The Far Eastern policy of the United States* (Harcourt, Brace, 1938) 80; Charles S. Campbell, Jr., *Special business interests and the open door policy* (Archon Books, 1968 c1951) 53-74.
- 5) ホウ・メイケン(Howe)は、第一次門戸開放通牒では中国の領土保全を原則として明示していないが、ジョン・ヘイ(John Hay) 國務長官にとって、領土保全が商業的平等待遇の暗黙の条件になっていたという。Mingchien Joshua Bau, *The open door doctrine in relation to China* (Macmillan, 1923) 119-20; Bruce A. Elleman, *International competition in China, 1899-1991: the rise, fall, and restoration of the Open Door Policy* (Routledge, 2015) 17-18; 高橋章は第一次門戸開放通牒、特にイギリス宛て通牒で示されているように、アメリカの究極の目標は『勢力範圍』を除去することによって真の『通常上の機會均等』を実現し、あわせて『中国の領土的・行政的保全』を維持する[こと]にあった」と結論づけている。高橋は、アメリカ政府が中国の領土保全と行政改革を主張した主な理由として、中国人のナショナリズムの台頭を懸念していたことをあげた。高橋『アメリカ帝國主義成立史の研究』第二章。
- 6) Thomas F. Millard, *Conflict of policies in Asia* (G. Allen & Unwin, 1924) 3-11; イアン・ピッカートン(Ian J. Bickerton)は、ヘイは当初から、門戸開放政策の經濟的目的と中国の領土保全は切り離せないと認識していたという。列強に送付した第一次門戸開放通牒の共通部分では、アメリカは同意が得られるように極めて控えめな、いわゆる「勢力範圍」内での商業的機會均等の要請に限定しているが、前文では、アメリカの目的がより大きなものであり、たとえばイギリス宛てのものでは、中国の領土保全が門戸開放政策の成功にとって不可欠だと訴えているという。ピッカートンは、第一次門戸開放通牒が暫定的なものであり、中国で急速に変わっていく国際環境に合わせて変化していくことが必要だと主張した。さらに、中国での国際環境が不安定になる主要対立軸は中国対列強だと述べている。Ian J. Bickerton, "John Hay's Open Door Policy: A Re-examination," *Australian Journal of Politics & History* Volume 23 Issue 1 (April 1977); 松田武は、第一次門戸開放通牒と第二次門戸開放通牒をひっくめて門戸開放宣言ととらえており、アメリカを東アジアに積極的に深く関与させようとする潮流と、ヨーロッパ諸国のような形で中国分割に参加すべきではないという潮流の折衷案であり、「理想主義的現実主義の表現」であると主張する。後者を満足させるために、門戸開放宣言は「中国の領土的・行政的保全」を掲げ、列強の協調を重視する「国際協調主義」に基づくと結論づけている。松田武「門戸開放政策」関西アメリカ史研究会編著『アメリカの歴史：統合を求めて』下(柳原書店, 1982) 88-103頁。
- 7) Tyler Dennett, *Americans in Eastern Asia: a critical study of the policy of the United States with reference to China, Japan, and Korea in the 19th century* (Macmillan, 1922) 644-49; Michael H. Hunt, *The making of a special relationship: the United States and China to 1914* (Columbia University Press, 1983) 153-54.
- 8) Mr. Hay to Mr. Choate, September 6, 1899, *FRUS* 132.
- 9) Mr. Hay to Mr. Choate, September 6, 1899, *FRUS*, 132. 翻訳は以下。南滿洲鐵道株式會社東亞經濟調査局『支那に對する門戸開放主義』20-21頁。
- 10) Hipplesley to Rockhill, August 21, 1899, cited in Griswold, *The Far Eastern policy*, 71-72.

- 11) Rockhill to Hippisley, September 14, 1899, *William Woodville Rockhill papers*, Houghton Library, Harvard University.
- 12) パリには独自の文書は送付せず、ロンドン、ベルリン、ペテルブルグに送られた文書の写しが提出されている。Mr. Hay to Mr. Vignaud, September 6, 1899, *FRUS* 128.
- 13) Mr. Hay to Mr. Choate, September 6, 1899, *FRUS* 132.
- 14) Mr. Hay to Mr. Tower, September 6, 1899, *FRUS* 140.
- 15) Mr. Hay to Mr. Choate, September 6, 1899, *FRUS* 132.
- 16) Mr. Hay to Mr. Tower, September 6, 1899, *FRUS* 141.
- 17) Diplomaticus, "A Monroe Doctrine For China," *Fortnightly Review* 69 (February 1, 1898), 322; 鹿島守之助『日英外交史』（鹿島研究所, 1959）, 195–96頁；栗野公使より西外務大臣, 1897年12月14日、外務省編『日本外交文書 明治期 第30巻』（六一書房、1954）。
- 18) 杉田米行「中国におけるアメリカ的行動原理の台頭：第一次門戸開放通牒の一解釈」『アメリカ研究』30（1996）, 177–80頁。
- 19) Claude MacDonald to Lord Salisbury, 14 February 1898, Same to Same, 10 March 1898, Foreign Office Records（以降 FOR と略す）, National Archives, Public Record Office, Kew, F.O. 405.
- 20) Claude MacDonald to Lord Salisbury, 13 March 1898, FOR, F.O. 405.
- 21) 復旦大学歴史系中国近代史教研组編著, 菅栄一・加藤祐三監訳『中国近代史』（東方書店, 1976）244頁。
- 22) Sir Frank Lascelles to Lord Salisbury, 8 April 1898, FOR, F.O. 405.
- 23) Holt Hallett, "British Trade and the Integrity of China," *Fortnightly Review* 69, April 1, 1898, 668.
- 24) Charles Denby, Jr., "Chinese Railroad and Mining Concessions," *The Forum* 28, November 1899, 346.
- 25) Claude MacDonald to Lord Salisbury, 29 October 1898, FOR, F.O. 405.
- 26) 矢野公使より西外務大臣、1898年3月9日、外務省編『日本外交文書 明治期 第31巻 第1冊』（六一書房、1954）。
- 27) June 1899, Department of State, *Consular Reports* No. 225, 327.
- 28) 浅田進史「膠州湾租借地におけるドイツ植民地統治と社会秩序（1897–1914）」（千葉大学審査学位論文、2007年）https://opac.ll.chiba-u.jp/da/curator/900051861/Asada_Shinji.pdf（2021年9月28日アクセス）。
- 29) Marilyn Young, *The Rhetoric of Empire* (Harvard University Press, 1968), 125-26; Howard Kushner, *John Milton Hay* (Twayne Publishers, 1977), 08; Paul Varg, *Open Door Diplomats* (University of Illinois Press, 1968), 31.
- 30) Mr. Hay to Mr. Tower, September 6, 1899, *FRUS* 141.
- 31) Talbert Weaver, "The Evolution of John Hay's China Policy," (Ph.D. Dissertation, The University of North Carolina at Chapel Hill, 1974), 9; William Thayer, *John Hay* (New York: Kraus Reprinting Company, 1969), 243.

